

かどま大学 受講規約

門真市立生涯学習センター 自主事業

第1条 (名称)

本教室の名称は「かどま大学」(以下、講座という)とし、講座に参加する者(以下、受講生)とし、事務局が管理運営をするものとする。事務局と受講生は双方ともにこの規約を遵守するものとする。

第2条 (事務局)

住 所：〒571-0025 門真市大字北島 546 番地

団 体 名：門真市立生涯学習センター 指定管理者 特定非営利活動法人トイボックス

電 話：072-887-6682 F A X：072-887-6683 休 館 日：毎週木曜日・12/29～1/3

第3条 (受講料)

年会費：なし

受講料：1講座1クール(1年間 5,000円(税込)(*一括支払い)

第4条 (受講料の不返納)

1. 講座を欠席した場合は、他の講座に振り替えを可能とする。
2. 事務局に支払いをした会費は返金されない。ただし、災害などで、会場が使用できなくなった場合など受講者の責めによらないものは除く。

第5条 (受講料の滞納)

受講生が事前に事務局の承認を得る場合を除き、受講料を滞納した場合には受講資格を失う場合がある。なお、受講後辞退した場合でも、参加受講料は速やかに支払わなくてはならない。

第6条 (除名)

受講生は、他の受講者、他の施設利用者、または施設近隣住民等に迷惑になる行為をしてはならない。また、受講生は、本規約に違反するなど、受講生としてふさわしくないと事務局が判断した者に対し、事務局はその者の受講資格を取り消しにすることができる。

第7条 (受講者情報変更)

受講生は、住所・電話番号など届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡すること。

第8条（練習）

1. やむを得ない事情に限り、休講にする場合がある。または他の指導者が代行する場合がある。
2. 活動中の盗難、紛失などについて、事務局は一切責任を負わない。受講生が責任を持って自己で管理すること。

第9条（個人情報）

1. 受講生の個人情報は、受講生の上承を得た場合を除き、講座に関する情報を提供する以外では使用しない。
2. 法令等に基づき行政機関や司法機関から開示要求が来た場合は提供する場合がある。

第10条（保険）

1. 保険は、「門真市住民活動災害補償制度」を適用する。
※門真市在住の方が対象の保険です。市外在住の方には適用されませんのでご注意ください。
2. 事故のないように指導者は万全の注意を払うが、活動中（練習中、イベント参加中、または移動中など）において不測の事故等による傷害については、1) の制度の保障適用範囲内での補償となり、保障範囲外の傷害等について指導者及び事務局は責任を一切負わない。

第11条（設備や備品等の破損）

受講生が施設の建物、設備、備品等を破損、汚損などした場合には、速やかに原状復帰をしなければならない。またその費用は受講生の負担とする。

第12条（規約の改正）

本規約は随時改正することができる

施行日：2021年5月1日

変更日：2022年4月1日

事務局：門真市立門真市民プラザ指定管理者
特定非営利活動法人トイボックス
〒571-0025 門真市大字北島 546 番地
電話 072-887-6682